

温故知新

(古代国家のあゆみ)

No. 16

律令政治のしくみ

701年 [] が作られる。

・天皇中心の国家のしくみ

天皇から高い位を授けられたかつての豪族を [] という。

・貴族には、多くの田地や布製品が支給されるなど、さまざまの特権が与えられた。

・貴族は、その位に応じた役職につき、天皇と共に [] を進めた。

【中央】[2官8省]

神祇官 (祭りや神社の仕事)

太政官

左大臣
太政大臣
右大臣

中務省 (皇室関係の仕事、詔の作成)
式部省 (役人の人事、教育、儀式)
治部省 (貴族・僧尼の儀式、外交事務)
民部省 (戸籍や租税の管理、国家財政)
兵部省 (軍事や警備)
刑部省 (裁判、刑罰)
大蔵省 (財政、物資の管理)
宮内省 (宮中一般の雑務)

【地方】

国司 (中央から貴族が派遣され、一国の行政一般を担当)

郡司 (地方豪族を任命し、2~20里を管理する)

里長 (有力農民を任命し、50戸を管理する)

太宰府 (九州をとりまとめ、外交や国防を担当)

全国を

・都を中心とした () と

・東山道・北陸道・東海道・山陰道・山陽道・南海道・西海道の ()

に分けた。